

舞 鶴 総 第 30 号

令和 8 年 5 月 29 日

舞鶴市議会議長

肝 付 隆 治 様

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

(公 印 省 略)

議会の委任による専決処分について

(報告)

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告します。

記

専 決 処 分 書

専決第 4 号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和 8 年 3 月 31 日

舞鶴市長 鴨 田 秋 津

1 損害賠償の額

206,690 円

2 事件の概要

大雪に伴い、市所有山林において市の管理瑕疵による倒木が発生し、当該山林に隣接する相手方の住家のフェンスを損傷させた。

3 発生年月日

令和 8 年 2 月 9 日

4 発生場所

舞鶴市字余部上地内

専決第5号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和8年4月10日

舞鶴市長 鴨田秋津

1 損害賠償の額

229,240円

2 事件の概要

自治会に貸与している市所有の除雪機を使用し、市道の除雪作業を行っていた当該自治会の担当者が操作を誤り、除雪機が停車中の相手方自動車に接触し、相手方自動車を損傷させた。

3 発生年月日

令和8年1月25日

4 発生場所

舞鶴市字北吸地内

市道三宅団地11号線

専決第6号

損害賠償の額を定める専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、次のとおり損害賠償の額を定めることについて専決処分する。

令和8年4月23日

舞鶴市長 鴨田秋津

1 損害賠償の額

945 円

2 事件の概要

勤怠管理を行うシステムの不具合によるパートタイム会計年度任用職員の時間外勤務に係る報酬の算定誤りに伴い、パートタイム会計年度任用職員 16 人への報酬の支払いに関し、次の表のと通りの額の遅延損害金が発生した。

職員	遅延損害金の額	職員	遅延損害金の額
1	4 円	9	17 円
2	1 円	10	14 円
3	2 円	11	102 円
4	168 円	12	145 円
5	56 円	13	83 円
6	83 円	14	14 円
7	103 円	15	14 円
8	108 円	16	31 円
		合計	945 円